

## 安全管理指針

---

### 1) 安全管理に関する基本的な考え方

福岡大学筑紫病院の医療安全管理に関する基本的な考え方は、人は過ちを犯すという前提に立ち、過ちを誘発しない環境や過ちが患者の傷害などに発展しないシステムを構築することである。実施に当たって、医療者のみの努力では達成は困難であり、患者の協力を得ることがぜひとも必要である。

### 2) 安全確保を目的とした改善策を講ずるための基本方針

- (1) ヒヤリ・ハット事例（インシデント）の発生に際して迅速な報告を求め、原因分析においては、当事者の責任を追究するのではなく、「何が問題であるか」「なぜおきたのか」に視点を置いた改善策の立案を立て、医療の質の向上に努める。
- (2) ヒヤリ・ハット事例（インシデント）報告書・医療事故（アクシデント）報告書、患者・家族の苦情、意見は、医療安全管理部及び医療安全管理部小委員会で分析を行い、必要な対策を検討し、セーフティマネージャー会を通して全医療従事者に周知徹底する。
- (3) 医療安全管理部（医療安全管理部長または医療安全管理者）は、医療事故（アクシデント）やヒヤリ・ハット事例（インシデント）発生時には、当事者、当該部署と個別に検討、指導する。病院全体の問題として取り上げる必要がある事例は、医療安全管理委員会に提言し安全管理の改善に役立てる。

### 3) 医療事故等発生時の対応に関する基本方針

- (1) 第一に患者の治療に最善を尽くす。当該部署で対応できない場合は必要な専門分野のマンパワーを動員する。
- (2) 家族への連絡・説明は冷静、丁寧かつ誠意を持って行う。
- (3) 事故の状況や説明の内容、その時の家族の反応は詳細に診療録に記録する。
- (4) 当該部署のセーフティマネージャー、所属部長及び医療安全管理者に直ちに報告する。
- (5) 医療安全管理部（医療安全管理部長及び医療安全管理者）は、当該部署で事故発生への対応が適切であるかを確認し、必要に応じて指導を行う。

#### 4) 患者等からの相談への対応に関する基本方針

- (1) 患者等からの相談、苦情等に迅速かつ適切に対応するため、院内に相談室を設置する。
- (2) 相談室の活動の趣旨(相談内容)、対応時間等については、院内に掲示する。
- (3) 相談室に関し、相談後の取扱い、相談情報の秘密保護、管理者への報告等に関する規約を整備する。
- (4) 相談により患者や家族等が不利益を受けないよう配慮する。
- (5) 必要時、病院長へ報告する。また、当院の安全対策の見直しにも活用していく。